

小林 節子著

『次世代に語りつぐ 生体解剖の記憶』

—元軍医湯浅謙さんの戦後』

評者：松尾 純子

民衆史の実例として私は本書を位置づけた。もちろん「民衆史」とは何かなど簡単に答えられはしないし、この難問を論じることは書評の範囲を超える。それでも、本稿を通じて解決の糸口を探すことは念頭におきたい。

書名にある湯浅謙と著者の小林節子はともに“第二次世界大戦が終わった”1945（昭和20）年より前に生まれた世代、私は戦後生まれの「次世代」である。あるいは、湯浅の次世代が小林で評者は次々世代となるのかもしれない。小林にとっては、前の世代から語られた「記憶」をいかに受けとめ次の世代にどう「語りつぐ」という重層的な意味が、この書名に込められているようにも感じた。本書は、職業的な研究者ではない小林が、15年以上にわたって湯浅への「インタビュー」をつづけながら、自ら調べまとめあげた労作である。

小林は1939（昭和14）年に東京で生まれ、45年5月の大空襲で家を焼かれた。「今でも戦争と聞けば、幼子、女性、老人の逃げまどう姿が自分の体験と重なり、とても平静ではられない」（186頁）。その思いが中国帰国者との出会いにつながり、満蒙開拓団の歴史をたどる旅へ、戦争中に犯した罪を反省し・許されて帰国した元兵士を訪ねる旅へとつながった。95

（平成7）年に中国帰還者連絡会（中帰連）の事務所を訪ね、元関東軍憲兵三尾豊への「インタビュー」を続け、「同じころ、アジア各国から起こされていた、戦争責任を追及する裁判の傍聴に熱心に通っていた湯浅さんに出会った」（26頁）。著書『撫順の空に還った三尾さん』（杉並けやき出版、1999年）を出し、湯浅への「インタビュー」を続ける一方で、東京経済大学21世紀教養プログラムで4年間学び、2008年に卒業した。その卒業研究に加筆された本書は、梨の木舎から「教科書に書かれなかった戦争 PART56」として刊行された。

湯浅は、本書刊行からまもない2010（平成22）年11月2日に94歳で逝去した。1916（大正5）年10月23日に開業医の子に生まれ、父と同じく医師となった湯浅は、41（昭和16）年に25歳で徴兵検査に合格、短期現役軍医を志願し、翌42年から45年まで中国山西省の潞安陸軍病院で軍医の任務に服した。敗戦後も民間の医師としてとどまるが、51年に河北省永年捕虜収容所に収監、翌年に太原戦犯管理所に移送され、戦時中の犯罪行為について取調べを受けるなかで自らの罪を自覚した。56年に起訴免除となり帰国して医師に戻るが、その傍らで自らの加害行為を証言し続けた。『消せない記憶』（吉開那津子著、日中出版、1981年、[増補版、1996年]）を刊行したほか、「講演は600回を越え、インタビュー、取材は100回を越え」（186頁）た。本書には、2009年5月に湯浅の母校である東京慈恵会医科大学で行なわれた講演が記録されているとともに、同年12月の自宅での語りも記され、最晩年までの湯浅の姿を知ることができる。

*

本書の目次にそって内容の紹介をしておこう（ここでは引用の頁数は省略）。

「はじめに」は、湯浅の母校での講演の引用

から始まる。軍医として生体解剖を繰り返し、死刑になって当然なのに、中国政府に許されて帰国できたが、「許されたと考えたことは今日まで一度もなかった」という彼の92歳の時点での反省の結論部分である。小林は、「おだやかな態度で淡々と語りかけ…優しさにあふれ…どこか安心感をただよわせた表情で、90分の講演を終えた」と描写している。その後湯浅の経歴が略記され、小林の疑問が列挙されている。まず、「罪の意識と闘いながら、湯浅さんは帰国後の長い年月をどのような気持ちで過ごしてきたのだろうか」。次に、「なぜ軍医になろうとし、なぜ生体解剖を繰り返したのか、「赴任した中国山西省とは日本にとってどのような意味を持つ地域だったのか」。さらに、「中国政府の戦犯管理政策とはどのようなものだったのか。さかのぼって、日中戦争下、国民党軍、共産党軍双方が採った捕虜政策とはどのようなものだったのか」。以下の各章でそれらの問いが展開される。

「1 湯浅謙さんの証言」ではまず、上述の講演から最初の生体解剖に至る歩みとその場での心境の告白が紹介されている。「医療に携わる者の戦争責任の大きさ」、「被害者への謝罪も表明されていない」といった湯浅の指摘や、講演後の受講生からの質問や感想文の内容などを小林は簡略に紹介し、侵略した側の「身勝手な考え方」の典型である駐蒙軍冬季衛生研究班の「弔辞」（1941年）や劉連仁裁判の控訴棄却判決（2005年）によって、罪が自覚されず謝罪が表明されない状況を端的に示している。次に湯浅の生い立ちがまとめられ、病院着任時と最初の手術演習結末時の語りを紹介されている。

小林は、庶務係の責任者だった湯浅の下で勤務した元衛生兵古屋利雄への「インタビュー」（2008年）によって、「初年兵教育を受けたとき、生体を使った実験を見学した」との証言を

得、それが「他の陸軍病院でも日常的に行われていたことを証明する」新聞記事を知り、それらを紹介している。小林は、湯浅の軍医志願が「ほかの選択を許さない、強制された志願」だったとし、しかしながら湯浅が「いかなる任務であろうと拒否することは許されない…鉄則に抵抗なく組みこまれ、優越意識、選民意識に支えられて、罪の意識を持つことなく生体解剖をくりかえした」と述べる。そして、「証言の核心部分を占める、はじめて経験する生体解剖の場面」について、それが初年兵や新任軍医の「度胸試し」であり、「陸軍病院という軍事機密に守られた場所で、度胸試しがくりかえし行われていた事実」を湯浅が明らかにしたと、本章を結んでいる。なお本章では、生体解剖の事実がほとんど告白されない問題についても考察が加えられているが、この点についてはあとで論じたい。

「2 生体解剖の告発—中国側の資料から」では、主に『証言 生体解剖—旧日本軍の戦争犯罪』（中国中央档案馆ほか編、江田憲治ほか編訳、同文館、1991年）からの資料紹介とその他の証言記録や先行研究等をもとに、生体解剖が行われた背景について考えられている。「731部隊の…実態は…明らかにされつつある」が、「犠牲者の数において…はるかに超えると推察されながら、その実態について明らかにされていない問題が、陸軍病院、野戦病院での生体実験である」と小林はとらえたが、一方で次のようにも述べている。「細菌戦を目的にした研究であれ、戦場で必要とされた外科技術の習得が目的であれ、犠牲者の命の重さに変わらない」。また、「生体解剖を語るとき、石井四郎と731部隊の所業を抜きにして語ることはできない」として、相当の紙幅をそれにあてている。本章は、陸軍病院は「衛生機関編成のための基幹組織であり、軍医、看護婦、衛生兵などの派

遣や教育などが任務とされ」、潞安陸軍病院は「北支那方面軍（支那派遣軍指揮下）第1軍の指揮下にあり」、生体解剖実施命令も「上部衛生機関の命令を受けて、初年兵教育の一環として実施したものであった」と結ばれている。

「3 山西省で」では、湯浅の赴任地であった山西省の状況がまとめられている。「日中戦争中の日本軍にとって、山西省の豊かな天然資源の確保がいかに大きな課題であったか。「日本軍にとって鉄道は資源収奪のための重要な手段であり、それゆえまた抗日勢力にとっても主要な攻撃目標であった」。「鉄道をめぐる攻防」は激しく、「百団大戦と三光作戦」といった形で展開された。掃蕩作戦によって日本軍の占領地となっていた潞安、「日中両軍のあいだで死闘がくりひろげられていた中心地に湯浅さんは着任した」。

戦後、山西省は日本軍兵士残留問題の舞台となった。湯浅は軍籍を離れた残留を決め、「太原郵便局で保険課長をしていた人の次女、啓子さんと結婚」した。湯浅は中国で医師としての生活に満足し、公安局の調査の際も「経歴などかくすことなく、むしろ本物の医師であることを誇らしげに話した」。朝鮮戦争が始まり、湯浅は陽泉の病院に異動、翌年には収容所行きを命じられた。収容所でも「医師として勤務していた」湯浅の場合は、兵士として山西に残留し「国民党軍に加担し、解放軍と戦いつづけ」収容された稲葉績の場合と比べて「優遇されていた」。「自己の罪の告白」を求められても、「医師として、ほかの人より優位な地位にいるという意識からなかなか抜け出すことができず、激しく批判されつづけた」。

戦犯管理所に移された湯浅は「改めて過去一切の罪行」を書かされた。「ひとつひとつ思い出すことはとても難しく、辛いことでした。日時、場所、そのときの状況など記憶がはっきり

しない。しかしあいまいな記述は許されませんでした。自分の行為の責任を、だれか他人の責任に転嫁しているうちは、人間としての本当の反省はできないことに気づきました。ただひたすら自分と向き合い、犯した罪の意味を考える日がつづきました」。小林は、こうした“自分と向きあう”時間が確保されたことの両義性を稲葉の証言に見だし、次のように述べている。「稲葉さんたちは毎日差し入れられる新聞で、自分たちと共に戦った国民党中央軍、山西軍の将兵が市内を引き回され、銃殺されている記事を読んでいました。囚われている自分たちは護られていると考えるわけにはいかなかった…と語った」。

湯浅は「自分が知らないうちに細菌戦に巻き込まれていたことを検察官に報告し」、「軍医として犯した罪行をすべて供述し」、被害者の遺族からの告発を受けることになった。小林は、遺族と向きあった湯浅が「あらためて自分の犯した罪の重さに気づ」いて詫びたととらえ、湯浅の語りを紹介しながら次のように述べている。収容所と管理所での5年半を湯浅は「自分自身が生まれ変わるためには必要な時間であったと振り返る。でなければ人間として立ち直ることもできなかつたろうし、自分の罪行に気づくことも、中国の人々に対する謝罪もなかったと思うと静かに語った」。

「4 中華人民共和国の戦犯政策」ではまず、「中華人民共和国最高人民法院特別軍事法廷」（1956年）の概要が示され、起訴免除となった湯浅の帰国時の様子が当時の写真とともに紹介されている。次に、こうした日本人戦犯への中国政府の政策に「どのような経験、歴史があり」、「またこの寛大政策を最大の被害者である中国民衆はなぜ支持することができたのだろうか」との問いがたてられ、太原戦犯管理所の元所長である王振東の証言や撫順戦犯管理所の元

指導員である呉浩然の証言などが紹介されている。続いて小林は、「人間は必ず変わるという信念に基づいた戦犯政策は、どのような背景から生まれたのだろうか」と問い、日中両軍の捕虜政策の違いに焦点を絞って考察している。

「5 帰国、そして医療活動再開」では、中帰連の結成過程とその活動内容が概説され、湯浅の帰国後の生活が証言活動を中心に述べられている。まず、帰国後はじめての証言となる「野村実医師の招請による講演会」（1958年）開催の経緯が記され、次に、湯浅が書いた「我が子への手紙」（1992年）が引用されている。また、湯浅の妻の戦後についても触れられている。啓子は「3人の幼な児を育てる苦勞」をひとりで引き受け、先に帰国して湯浅の両親が住む地で夫の帰りを待った。敗戦後の中国で結婚したことによって生じた、子の戸籍上の姓を変更するための奮闘もあった。

中帰連の会員は「帰国後30年を過ぎる頃から」訪中活動を始め、湯浅もまた「路安への旅」を行った。2009年に湯浅は、「国民を戦争に駆りたてる…現在の日本は、再び同じ過ちをおかす道を歩んでいる」と、小林に強く言いかけたという。「そこには穏やかないつもの湯浅さんとは違う湯浅さんがいた」。本章のおわりにあたって、小林は2007年に請求棄却の判決が出された中国人元労働者の西松建設に対する損害賠償請求事件について述べ、「未解決のまま」の「旧日本軍の非人道的な行為」を列挙し、「真摯な反省と謝罪」の必要を指摘した。

*

小林は、自己の加害行為を証言しつづける湯浅の姿から「単なる個人的な贖罪にとどまらない現状への「警告」を読みとり、「証言をつなぐことで、日中戦争、太平洋戦争の実相に近づくことを意図」して本書を著した（187頁）。だが評者は、「戦争の実相」に近づこうとした

側面よりも、むしろ「個人的な贖罪」のありかたが描かれた側面で本書を評価する。証言理解の助けとして、たとえば山西残留を決めた背景説明などは大変参考になった。しかし「実相」という観点から本書を論評しようとするれば、少なくともオーラル・ヒストリー、戦争責任・戦後補償・戦後責任、戦犯裁判といったいずれも難しい論点に踏み込まなければならない。

たとえば『人文・社会科学研究所とオーラル・ヒストリー』（法政大学大原社会問題研究所編、御茶の水書房、2009年）の各論に照らすと本書はどう映るだろうか。逆に民衆史としての本書から各論に何を提起しうるだろうか。「公人の」「専門家による」「万人のため」といった「定義」との関係性の考察は必須だし、ほかにも問題は続出する。本書に妻子への言及があるだけに、家族の領域に研究上の関心がある評者にはなおさら気になった点をひとつだけ指摘すれば、男性の語りを中心とした構成が、「夫妻は一体」（141頁）、「妻、母の強さに感動…家庭を守る妻たちの協力…家族の支え」（173頁）、あるいは舞鶴到着時に迎えに来た妻子を「あまり顧みなかったように思うが、僕の気持ちは仲間との今後の活動で胸が一杯だったのだ」（167頁）といったような、家族に対して抑圧（排除）的な叙述をもたらすことをどのように考えればいいのだろうか。

また、東京裁判で731部隊の真実の姿が明らかにされたとあるが（45頁）、天皇と並ぶ重大な免責事項であったとする理解が通説であるとも、法廷未提出の証拠資料の存在をもって、小林のように言うことも可能であるとも論じられよう（栗屋憲太郎『東京裁判への道』下、講談社、2006年、参照）。

さらに小林は、日本軍性奴隷問題を未解決の問題の一つに挙げながら（183頁）、湯浅については加害の証言を生体解剖に限定し、この問

題との関係に触れていない。だが、性被害者の中国人女性が来日した時（1996年）に湯浅は謝罪のため面会している（班忠義『ガイサンシーとその姉妹たち』梨の木舎、2006年、参照）。湯浅において生の終焉までつづいたと見える、自分と向きあい罪を自覚し謝罪する営為の射程は、「性奴隷問題」にまで及ぶものであったのか。残された湯浅の証言記録から「慰安所」などに対する認識の変化を確認する作業が必要だ。本書にもこの問題の解明に役立つ手がかりはある（18、165頁）。さらに、この問題を含めて湯浅の証言活動と家族との関係を考察する必要もあるが、これはむしろ評者が本書から得られた課題だろう。

さらに疑問なのは、寛大政策の実現の理由として捕虜政策の違いに注目した点である。国際情勢との関連や“寛大ではない”戦犯裁判の事例は小林自身も言及している（142、149頁）。捕虜政策の思想が寛大政策の底流となったとの指摘はもっともだが（149頁）、それを奇跡実現の理由とはいえない。

小林はまた、第2章で731部隊での生体解剖と陸軍病院・野戦病院でのそれを区別する必要があると重要な指摘をしているにもかかわらず（50頁）、引用や考察において区別していない。「罪を犯したという意識を持っていない」から「忘れて思い出さない」という湯浅の証言に小林が「疑問を感じ」ることになったのは（43～44頁）、この混同ゆえではないだろうか。軍医と初年兵のそれぞれの沈黙は別の理由によると、湯浅は指摘しているのではないか。

もっとも、研究者（軍医）と“被教育者”（初年兵）の生体解剖の違いという論点は、そう単純に割り切れるものでもない。これは加害者と被害者あるいは主体と客体の関係性ともかわり、民衆史の問題とも通底する。新任の軍医だった湯浅の戦後の歩み（被害者が加害を自

覚し謝罪する過程）を記した本書は、第4章があることでより一層、この論点の考察にとって意義深い。家族の領域にひきつけられれば、「DV被害者支援活動の中で、加害者である『男性の治療プログラム』を作ること」の問題が思い浮かぶ（小坂裕子『山代巴—中国山地に女の沈黙を破って』家族社、2004年、参照）。本書から得られる示唆は、「治療プログラム」で加害者男性が変わるかどうかの問題は、被害者女性の加害者男性への姿勢に成否の大きな鍵がある。

とはいえ、本書の記述、とりわけ呉の苦難の歴史からは、「人間は必ず変わる」との信念に基づく被害者から加害者への働きかけがいかにして可能かという問いが、きわめて難問であることを痛感させられる。湯浅と呉の姿が記された本書から、評者は“加害者—被害者”の対立軸ばかりでなく、“被害者—受益者”の対立軸で考える必要性を教えられた。

日本国民は日本国の主権者でありながら被害者でもあり、国策の被害者でありながら受益者でもあり、受益者であることを通じて加害者にもなる。劉裁判の判決の日、「湯浅さんの後ろ姿には人を拒むような強い意志が感じられた」と小林は記している（28頁）。その姿は、「自分自身を悪人と認める行為は辛い試練でした」（43頁）と告白した加害者の姿である以上に、加害を認めない国家の国民であるという被害者の姿であり、被害者としての呉が加害者（日本人戦犯）に向きあうなかで自己に向きあっていた姿とむしろ重なる。この見解が妥当かはともかく、その姿のどちらも、さらに研究を深めるべき課題として残されている。

（小林節子著『次世代に語りつぐ生体解剖の記憶—元軍医湯浅謙さんの戦後』梨の木舎、2010年7月刊、190頁、定価1700円＋税）

（まつお・じゅんこ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）